

一般社団法人ニホンザル管理協会 賛助会員規定

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人ニホンザル管理協会（以下「当法人」という）の定款に基づき、賛助会員の入会、会費、資格の喪失等に関する事項を定めることにより、円滑かつ公正な会員運営を行うことを目的とする。

(賛助会員の定義)

第2条

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、その活動を金銭的に支援する個人または団体とする。賛助会員には法人の議決権は付与されない。

(会費)

第3条

賛助会員は、次のとおり年会費を納入するものとする。

個人：1口 年額 5,000 円

団体：1口 年額 50,000 円

複数口の申込も可能とする。入会金は徴収しない。

(会費の納入時期)

第4条

会費は毎事業年度（6月1日から翌年5月31日まで）に対し適用される。入会時期に関わらず、該当年度分の年会費全額を納入するものとする。納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。

(入会手続)

第5条

1. 入会希望者は、所定の入会申込書を電子メールにて送付するか、または当協会のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申込を行う。
2. 理事の過半数の承認をもって入会を認める。
3. 入会承認後、会費の納入をもって入会の手続を完了する。

(情報提供および法人への広報)

第6条

1. 当法人は、賛助会員に対し、活動報告などの情報提供を行うことがある。これは、当法人の活動への理解を深めていただくことを目的とするものであり、特典として提供さ

れるものではない。

2. 団体賛助会員については、当法人の判断により、ホームページその他の媒体において、団体名やロゴを協賛団体として掲載することがある。ただし、これは営利目的の広告とは異なり、当法人の活動を広く知らせる一環として行うものである。掲載の有無および掲載位置、期間等については当法人の裁量によるものとし、個別の保証は行わない。

（会費の使途）

第 7 条

本会費は当法人の目的に沿った事業運営および管理費に使用するものとする。

（退会）

第 8 条

賛助会員は、退会届を当法人に提出することで任意に退会できる。

（資格喪失）

第 9 条

以下に該当する場合、賛助会員の資格を喪失する。

1. 会費の納入を年度末までに完了しないとき
2. 本人から退会の意思表示があったとき
3. 除名相当の事由があり、社員総会で決議されたとき（定款第 9 条第 2 項に基づく）

（免責および損害賠償）

第 10 条

当法人は、会員間の紛争または会員による行為に起因する損害について、一切の責任を負わないものとする。会員が当法人に損害を与えた場合、当法人はその賠償を請求できるものとする。

（規定の改廃）

第 11 条

この規定の改正または廃止は、総会の決議によって行う。

（その他）

第 12 条

この規定に定めのない事項については、定款及び総会の定めるところによる。

附則

この規定は、令和 7 年 7 月 23 日より施行する。